

別記様式

		担当課	生涯学習課
会 議 の 名 称	第2回 鴻巣市社会教育委員会議		
開 催 日	令和6年9月25日（水）		
開 催 時 間	午後2時00分 開会 ・ 午後2時50分 閉会		
開 催 場 所	鴻巣市役所本庁舎303会議室		
議長(委員長・会長)氏名	委員長 平賀健郎		
出席者(委員)氏名 (出席者数)	清水 励 池澤貴勇 渡邊峰雄 佐藤久子 森田文江 平賀健郎 間中由利子 真鍋透 渡邊恵子 森田博子 金子由正 関口貴美子 峯岸幸子 (13名)		
欠席者(委員)氏名 (欠席者数)	江原浩昭 小川はるみ (2名)		
事務局職員職氏名	生涯学習課課長 清水健紀 生涯学習課主査 小山文代		
傍聴の可否 (傍聴者数)	可 (0名)		
会 議 の 内 容	1. 開会 2. あいさつ 3. 議 題 (1) 傍聴規程について 4. 報 告 (1) 生涯学習課事業について (2) 令和7年二十歳のつどいについて 5. その他 6. 閉会		
	【質疑応答・決定事項等】 議 題 (1) 傍聴規程（案）について説明を行い、次の意見があった。 ・ 案1の第5条（傍聴人の禁止行為）（5）の帽子、えり巻等の着用、ただし書きの記載は自分の病気等について申告する必要がある。個人的なことを皆の前で言うのはどうか。 ⇒会議の開催前、30分前から10分前までに傍聴希望者には会場に来てもらうように周知している。傍聴人受付票記載の際に傍聴希望者から確認はとれる。 ・ 案2の方が具体的で良いが、第4条（傍聴席に入ることができない者）の「器物等」や第5条（傍聴人の守るべき事項）の「示威的な行為」については市民にわかりやすい記載の検討をお願いする。 ・ 携帯電話等の使用は外部との通信をさせないことが目的の文言なのか。SNS等で発信、利用されることも今後は想定した方が良い。 ・ 第6条（写真等の撮影又は録音の禁止）について、合理的な配慮が必要な方への対応については考えているか。携帯電話等に聞くことが不自由な人のために文字起こしの機能がついている場合もある。 ⇒第6条のただし書き「議長の許可を得た場合は、この限りではない。」		

会議の内容	については残す方向で検討していく。 報 告 (1) 生涯学習課事業について説明を行い、あわせて、鴻巣市産業館「ひなの里」で須田剋太展開催の企画を進めていることを報告した。 (2) 令和7年二十歳のつどいについて説明を行い、次の意見があった。 ・来賓として出席した時、開式前の騒がしい状態のまま式典が始まってしまった。厳かな式典なので会場が静かになるのを待ってから始めてほしい。 ⇒実行委員に情報共有し、騒がしいまま式典がはじまらないようにする。
配布資料	・第2回社会教育委員会議資料 ・須田剋太展チラシ及びはがき ・令和6年度第二回遺跡見学会のお知らせ（鴻巣市宮前遺跡）

注 会議の内容の欄は、主な意見や質疑内容を交えて概要を記入し、記入事項が多い場合は、別紙に記入するものとする。